

公益社団法人 物理オリンピック日本委員会

理事・監事候補者選出規程

令和2年4月1日 施行

令和元年9月7日 理事会承認

(総則)

第1条 この規程は、選挙による理事および監事の候補者の選出方法について定める。

(候補者の推薦)

第2条 候補者は正会員とは限らない。その推薦は理事、監事の候補者のそれぞれについて行う。推薦の方法は次の通りとする。

(1) 正会員2名以上による推薦（公募）

公募による推薦について、News Letter 等をもって、選挙を実施する年度の12月までに会員に公示する。

(2) 理事会の推薦

理事会の推薦は、選挙を実施する年度の1月定例理事会までに候補者を決定する。

(選出)

第3条 理事会は、1月定例理事会において、第2条に基づいて推薦された候補者の中から投票に掛けるべき候補者を選定する。

2 理事会は、投票に掛けるべき候補者を、News Letter 等をもって会員に公示する。

3 3月までに正会員の投票を行う。

3 理事会は、5月定例理事会において、投票総数の過半数を超えた信任得票数を得た候補者を確認し、投票結果を会員に報告する。

4 理事会は投票によって信任された候補者を総会の議決に付す。

(理事・監事の補填)

第4条 理事会が理事・監事の欠員に伴う補充を必要と認めた場合には、理事会は補充のための候補者を決定した後、これを会員に公示し、臨時総会を招集して理事・監事の補充をすることができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

附則

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。